

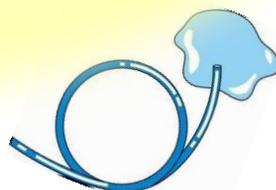
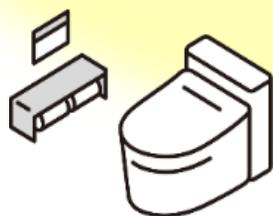
簡易水道とは…給水人口が101人～5000人の水道事業になります

令和7年4月1日
から



水道料金を

改定します

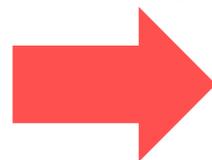


令和7年4月1日から水道料金を3段階にわたり改定します。

安心・安全な水道水をお届けできるよう安定的なサービスの

維持に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

料金改定の
詳細はこちら



料金改定の概要

✓ 料金体系を神奈川県営水道と統一します

青根・藤野地区ともに神奈川県営水道と同一の料金体系(※)となり、青根地区の料金体系が定額制から従量制に変わります。従量制料金では、使用した水の量に応じて料金が発生し、「基本料金」と「従量料金」の合計が算出されます。

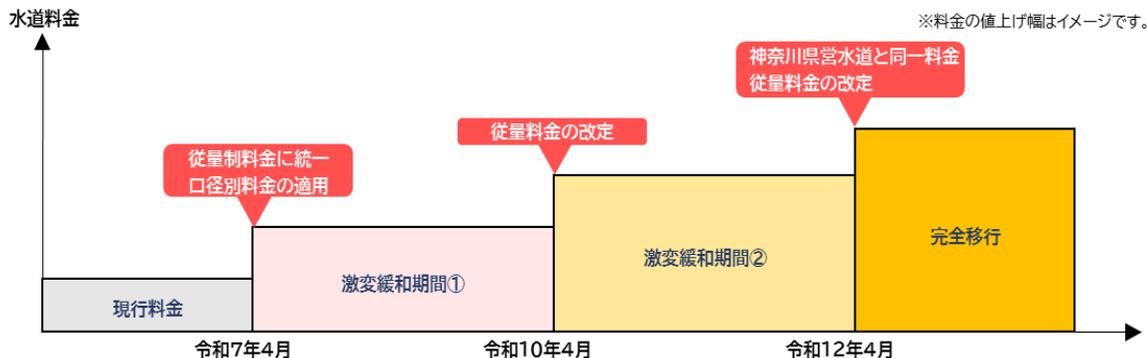
(※)令和6年10月に改定される神奈川県営水道の料金と同一になります

✓ 料金体系が用途別から口径別になります

水道の使用用途(家事用、業務用など)に応じて基本料金を設定する用途別料金から水道メーターの口径(サイズ)ごとに基本料金を設定する口径別料金となり、水道管の大きさに比例して基本料金が上がります。水道使用量が少ないご家庭では、現在よりも負担額が減少する場合があります。

✓ 5年間の激変緩和期間を設け、3段階で改定します

事業所などの大口使用者の負担を軽減するため、従量料金を5年間で3段階に分けて改定します。(基本料金は令和7年4月以降改定はありません。)そして、令和12年4月に神奈川県営水道と同一の料金となります。



基本料金・従量料金について

基本料金 使用量の多寡に関わらず、発生する料金。使用量が口径別で設定される基本水量以内であれば、基本料金のみ発生します。

従量料金 使用量が基本水量を超えた場合に発生する料金。1㎡ずつ単価が加算され、使用量に応じて料金が増加します。

口径とは



水道管の口径とは、ご家庭の敷地内にある水道メーターの口径のことを指します。一般的なご家庭では口径13mm~25mmのメーターが使われています。

新水道料金表

《メーター口径:13mm~25mm ・ 1か月(税抜)》

※各口径の基本水量を超えた使用水量分から従量料金が加算されます。

	基本料金 (0~4㎡)	従量料金 (1㎡につき)								
		5~8㎡	9~15㎡	16~20㎡	21~30㎡	31~50㎡	51~100㎡	101~300㎡	301~1,000㎡	1,001㎡~
令和7年4月1日~	890円	18円	123円	134円	180円	245円	270円	288円	316円	403円
令和10年4月1日~	890円	19円	138円	149円	200円	265円	290円	313円	341円	433円
令和12年4月1日~	890円	20円	153円	164円	220円	285円	310円	338円	366円	463円



上記の表は口径13mm~25mmの料金表になります。口径30mm~75mmのメーターをお使いのお客様には、別途料金表を送付いたしますので、そちらをご確認ください。



10月以降、発行する検針票と水道料金のお知らせにお使いの水道メーターの口径を記載いたしますので、ご確認ください。

最終ページに使用水量に応じた料金早見表を掲載しています。

改定後の影響額

2か月の使用水量

10㎡

20㎡

40㎡

60㎡

100㎡

水道料金モデルケース
(口径13mm~25mm)



(2か月・税込)

	現行料金	3,520円	3,520円	3,520円	3,520円	3,520円
青根	新料金	1,997円	2,657円	5,484円	9,444円	20,224円
	(差額)	(-1,523円)	(-863円)	(+1,964円)	(+5,924円)	(+16,704円)
藤野	現行料金	2,096円	2,642円	5,370円	8,098円	13,554円
	新料金	1,997円	2,657円	5,484円	9,444円	20,224円
	(差額)	(-99円)	(+15円)	(+114円)	(+1,346円)	(+6,670円)

※表中の新料金は令和7年4月から令和10年3月までの料金を記載しています。

改定時期について

◆3月31日使用分まで

旧料金体系を適用し、4月中旬に2・3月使用分(令和5年度6期分)の請求を行います。

◆4月1日使用分から

新料金体系が適用され、6月中旬に4・5月使用分(令和6年度1期分)の請求を行います。

料金改定 4/1

検針月	3月	4月	5月	6月	7月
青根	旧料金	新料金	新料金	新料金	新料金
藤野	旧料金	新料金	新料金	新料金	新料金

料金改定に関するQ&A



<Q> 従量制料金の仕組みを教えてください

<A> 従量制料金は、**使用した水の量に応じて料金が決まり**、基本料金と従量料金の二部で構成される料金体系です。使用水量が口径別に応じて設定される基本水量の範囲内であれば、基本料金のみとなりますが、**基本水量を超えて使用した分は基本料金のほかに1㎡ごとの単価が加算**されます。



<Q> 経営努力で料金改定は避けられないのですか？

<A> これまで効率的な維持管理などにより経費の削減に努めてきましたが、給水区域が中山間地にあることから経営の改善に限界があり、**必要な経費の多くを税金で賄っている状況**です。また、**簡易水道事業審議会の答申において、公営企業として収入の確保に向けた方策として料金改定が示され**、早急に経営の健全化に取り組む必要があることから、ご負担をお願いすることになりました。



<Q> どうして神奈川県営水道と同じ料金体系になるのですか？

<A> 簡易水道事業審議会からの答申を踏まえ、**神奈川県営水道の利用者との料金格差の解消**や経営の健全化に取り組んでいくため、同一の料金体系としました。



料金改定は今年9月の市議会に上程を行い、可決されることで正式に決定します。なお、審議の状況によっては改定内容が変更となる場合があります。

●簡易水道料金 早見表●

《メーター口径:13mm~25mm ・ 2か月(税込)》

使用水量 (m)	令和7年4月~	令和10年4月~	令和12年4月~
	水道料金(円)		
0~8	1,958	1,958	1,958
9	1,977	1,978	1,980
10	1,997	1,999	2,002
11	2,017	2,020	2,024
12	2,037	2,041	2,046
13	2,057	2,062	2,068
14	2,076	2,083	2,090
15	2,096	2,104	2,112
16	2,116	2,125	2,134
17	2,251	2,277	2,302
18	2,387	2,428	2,470
19	2,522	2,580	2,638
20	2,657	2,732	2,807
21	2,792	2,884	2,975
22	2,928	3,036	3,143
23	3,063	3,187	3,312
24	3,198	3,339	3,480
25	3,334	3,491	3,648
26	3,469	3,643	3,817
27	3,604	3,795	3,985
28	3,740	3,946	4,153
29	3,875	4,098	4,321
30	4,010	4,250	4,490
31	4,158	4,414	4,670
32	4,305	4,578	4,851
33	4,452	4,742	5,031
34	4,600	4,906	5,211
35	4,747	5,069	5,392
36	4,895	5,233	5,572
37	5,042	5,397	5,753
38	5,189	5,561	5,933
39	5,337	5,725	6,113
40	5,484	5,889	6,294
41	5,682	6,109	6,536
42	5,880	6,329	6,778
43	6,078	6,549	7,020
44	6,276	6,769	7,262
45	6,474	6,989	7,504
46	6,672	7,209	7,746
47	6,870	7,429	7,988
48	7,068	7,649	8,230
49	7,266	7,869	8,472
50	7,464	8,089	8,714
51	7,662	8,309	8,956
52	7,860	8,529	9,198
53	8,058	8,749	9,440
54	8,256	8,969	9,682

使用水量 (m)	令和7年4月~	令和10年4月~	令和12年4月~
	水道料金(円)		
55	8,454	9,189	9,924
56	8,652	9,409	10,166
57	8,850	9,629	10,408
58	9,048	9,849	10,650
59	9,246	10,069	10,892
60	9,444	10,289	11,134
61	9,714	10,580	11,447
62	9,983	10,872	11,761
63	10,253	11,163	12,074
64	10,522	11,455	12,388
65	10,792	11,746	12,701
66	11,061	12,038	13,015
67	11,331	12,329	13,328
68	11,600	12,621	13,642
69	11,870	12,912	13,955
70	12,139	13,204	14,269
71	12,409	13,495	14,582
72	12,678	13,787	14,896
73	12,948	14,078	15,209
74	13,217	14,370	15,523
75	13,487	14,661	15,836
76	13,756	14,953	16,150
77	14,026	15,244	16,463
78	14,295	15,536	16,777
79	14,565	15,827	17,090
80	14,834	16,119	17,404
81	15,104	16,410	17,717
82	15,373	16,702	18,031
83	15,643	16,993	18,344
84	15,912	17,285	18,658
85	16,182	17,576	18,971
86	16,451	17,868	19,285
87	16,721	18,159	19,598
88	16,990	18,451	19,912
89	17,260	18,742	20,225
90	17,529	19,034	20,539
91	17,799	19,325	20,852
92	18,068	19,617	21,166
93	18,338	19,908	21,479
94	18,607	20,200	21,793
95	18,877	20,491	22,106
96	19,146	20,783	22,420
97	19,416	21,074	22,733
98	19,685	21,366	23,047
99	19,955	21,657	23,360
100	20,224	21,949	23,674

料金改定に関するお問い合わせはこちらへ

【編集・発行】相模原市 津久井土木事務所簡易水道班

〒252-5172 相模原市緑区中野633 津久井総合事務所別館2階

TEL 042-780-8210 FAX 042-780-1481



相模原市HPでバックナンバーを
ご覧いただけます。